能 美 市 住民監査請求の手引き

1. 住民監査請求とは(地方自治法第242条)

住民監査請求は、能美市民の方が、市長などの執行機関や職員について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときに、これらを証明する書類を添えて、その是正や防止、損害の補填を求め、監査委員に監査を請求する制度です。

2. どのような事柄が監査請求の対象となるのか

監査請求をすることができるのは、次に掲げるような能美市の財務会計上の行為がある場合になります。

- (1) 下記①~④のような違法又は不当な行為がある場合
 - ① 公金(委託費、補助金など)の支出
 - ② 財産(土地・建物・物品など)の取得、管理、処分
 - ③ 契約 (購入、工事請負など) の締結、履行
 - ④ 債務その他の義務の負担(借入、保証など)
- (2) 下記の①、②のような違法又は不当な事実がある場合
 - ① 公金の賦課、徴収を怠る事実(市税の徴収を怠るなど)
 - ② 財産の管理を怠る事実(市有地や市債権の保全管理、損害賠償請求を怠るなど)
- (3) 上記(1)の行為が行われることが相当の確実さをもって予測されるとき
 - ※ 上記行為のあった日または終わった日から1年を経過したとき ((2)を除く。) には、正当な理由がない限り住民監査請求をすることはできません。

3. 監査請求の要件と手続きについて

- (1) 監査請求ができる方は、能美市に住所を有する方(個人又は法人)です。 複数の方が連名で請求する場合には、あらかじめ代表者を選任してください。
- (2) 監査請求する内容について、別紙のような、請求の要旨を記載した書類を作成して申し出します。連絡先(平日日中に連絡が取れる電話番号)も記載してください。
- (3) 請求の際には、違法又は不当とする行為の事実を証明する書類(事実証明書)を添付することが必要です。(例えば、公文書の写し、新聞記事の切り抜きや、写真など)
- (4) 請求書は直接持参するか、郵送してください。

4. 監査の対象者

監査の対象は、財務会計上の行為を行った、または怠っている事実があると請求人が認める職員が対象であり、監査請求の対象者となるのは、次のとおりです。

① 市長 ② 委員会(能美市○○委員会など) ③委員 ④ 市職員

監査請求は上記のものが行った財務会計上の行為を対象とするものです。そのため、 対象者が特定されていないと監査請求の要件が満たされず、不適法なものとして却下 されることになります。

5. 請求書の作成の仕方

別紙1 (請求書の様式及び記入内容) に沿って作成してください。

請求する場合は、違法又は不当である行為が特定できるように具体的に示すことが必要です。また、違法性又は不当であると主張することについて、それがなぜ違法又は不当であるかを明確に示す必要があります。

監査請求は、市に損害が発生しているものか、又は相当の確実さをもって損害の発生の恐れがある場合に限り行うことができるものであり、市に損害が発生していない、または損害の発生の恐れがない場合は行うことができません。

- (注1) 事実証明書は任意の様式で結構ですが、請求に係る事項が数項目にわたると きは、その全部について事実を証明してください。
- (注2)氏名は自署してください。(視覚障がいのある方が公職選挙法施行令別表第1に 定める点字で自己の氏名を記載することを含みます。)
- (注3) 縦書きでも差し支えありません。

6. 監査請求で求めることができる措置

- ① 違法又は不当な財務会計上の行為を防止するために必要な措置
- ② 違法又は不当な財務会計上の行為を是正するために必要な措置
- ③ 違法又は不当な財務会計上の怠る事実を改めるために必要な措置
- ④ 違法又は不当な財務会計上の行為又は違法不当な財務会計上の怠る事実によって 能美市が被った損害を補填するために必要な措置

7. 監査の実施について

提出された請求書の形式や内容が所定の要件を満たしているかを審査します。

その結果、要件を備えていないと判断した場合は、請求を却下し、監査は行いません。請求人にはその旨を文書で通知します。

また、請求書が要件を満たしていないため、監査を行う必要があるかどうか判断できない場合でも、請求人に補足や修正を求めることで判断できそうなときは、期限を付して請求人に「補正(請求書の内容を補足し、記載の一部を修正することなど)」を求めることがあります。

要件審査の結果、監査委員が所定の要件を備えていると判断した場合は、請求書を受付し、監査を行います。

8. 請求人の「証拠の提出及び陳述」について

請求書が受理され、監査が実施される場合は、請求人に対し、証拠の提出と陳述の 機会が与えられます。請求人はこれを行うかどうか選択することができます。

(1) 証拠の提出

請求人は、請求書の趣旨に基づき証拠の提出を行うことができます。

(2) 陳述の機会

請求人は、請求書の趣旨に基づき、監査委員の前で陳述を行うことができます。 (陳述とは請求人が請求の趣旨を監査委員に補足して説明するものであり、監査 委員や関係職員などに対して、請求人が質疑を行うものではありません。)

9. 監査の期限と結果について

監査委員は請求書を受理した場合は監査を行い、請求に理由がある(請求書で指摘された違法又は不当な財務会計上の行為が事実である)かどうかを判断し、請求があった日から60日以内に次のような区分で結果の報告等を行います。

また、監査の結果及び措置の内容はいずれも公表します。

- (1) 監査委員が請求に理由があると認めるとき 監査委員は対象者に期間を示して、必要な措置を講じるよう勧告し、その内容を 請求人に通知します。
- (2) 監査委員が請求に理由がないと認めるとき 監査委員は請求を棄却し、その理由を請求された方に通知します。
- (3) 監査を行った結果、請求の要件に不備があると判明したとき 監査委員は請求を却下し、その理由を請求人に通知します。

※ 監査の期限の末日が、能美市の休日を定める条例第1条に規定する本市の休日に当 たる時は、本市の休日の翌日が期限となります。

また、判断結果の通知文は郵送となりますので、配達の都合等により、通知は上記の期限より遅れることがあります。

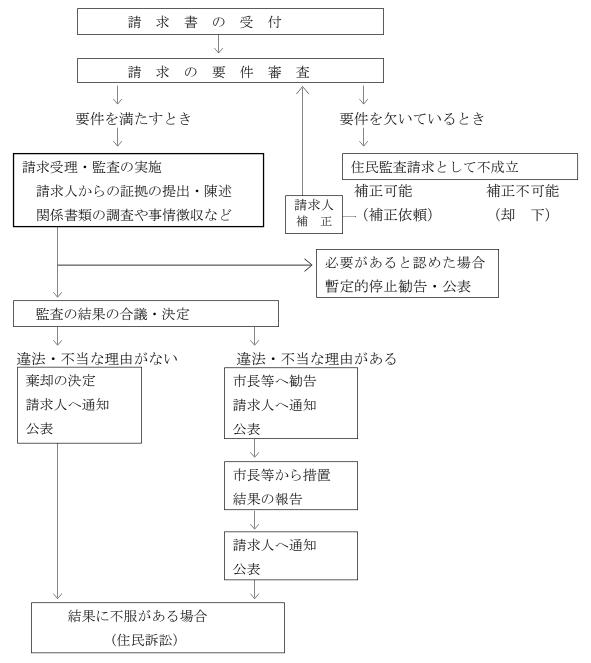
10. 住民訴訟について

違法な財務会計上の行為又は怠る事実について監査請求され、監査結果などに不満がある場合は、裁判所に住民訴訟を提起することができます。(地方自治法第242条の2)

なお、住民訴訟については、住民監査請求を経ることが要件であり、出訴期間は、 監査結果の通知があった日等から30日以内となっています。

住民監査請求についてのお問い合せ先

能美市監査委員事務局 Tm0761-58-2245 Fax0761-51-2082



- (注) 住民訴訟については、出訴期間が定められています。
 - ① 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合は、当該監査の結果又は当該勧告の内容の通知があった日から30日以内
 - ② 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合は、当該措置にかかる監査委員の通知があった日から30日以内
 - ③ 監査委員に請求した日から60日を経過しても監査又は勧告を行わない場合は 当該60日を経過した日から30日以内
 - ④ 監査委員の勧告を受けた議会、長、その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合は、当該勧告に示された期間を経過した日から30日以内

能美市職員措置請求書

(請求の対象とする執行機関・職員) に関する措置請求の要旨

- 1 請求の要旨
 - ◎次の事項について記載してください。
 - 誰が (請求の対象職員)
 - いつ、どのような財務会計行為を行っているか
 - その行為は、どのような理由で違法・不当なのか
 - その結果どのような損害が市に生じているのか
 - どのような措置を請求するのか
- 2 請求者

住 所 能美市 町 番地

氏名 (自署※)

(連絡先) (日中連絡が可能な電話番号)

3 地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な 措置を請求します。

令和 年 月 日

能美市監査委員(あて)

※ 氏名は自署(視覚障がいのある方が公職選挙法施行令別表第1に定める点字で自己の氏名 を記載することを含む。) すること。

≪請求書提出前に≫

請求書を提出する前に、必ず確認してください。

項目	確 認 事 項	チェック欄
請求人	○ 住所は能美市内か。○ 氏名は自署しているか。○ 複数人の場合は代表以下全員記載されているか。	
請求の要旨	 ○ 誰の行為であるかを示しているか。 ○ 請求の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は特定されているか。 ○ なぜ上記の行為等が違法又は不当であるのか、その理由を具体的に示しているか。 ○ 損害の発生又はそのおそれを示しているか。 ○ 措置の内容を示しているか。 ○ 請求の対象となる財務会計上の行為があった日又は財務会計上の怠る事実が終わった日から1年を経過している場合、その理由を示しているか。 	
添付書類	○ 事実を証明する書類は添付されているか。・情報公開により入手した資料・新聞記事の写し等	
その他	○ 請求年月日は記載されているか。○ 宛先(能美市監査委員)は記載されているか。○ 請求の根拠条項(地方自治法第242条第1項)を 記載しているか。	

- (参考) 地方自治法 第十節 住民による監査請求及び訴訟 (住民監査請求)
- 第二百四十二条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。
- 2 前項の規定による請求は、当該行為のあつた日又は終わつた日から一年を経過した ときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りで ない。
- 3 第一項の規定による請求があつたときは、監査委員は、直ちに当該請求の要旨を当該普通地方公共団体の議会及び長に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第一項の規定による請求人(以下この条において「請求人」という。)に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 5 第一項の規定による請求があつた場合には、監査委員は、監査を行い、当該請求に 理由がないと認めるときは、理由を付してその旨を書面により請求人に通知するとと

もに、これを公表し、当該請求に理由があると認めるときは、当該普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関又は職員に対し期間を示して必要な措置を講ずべきことを勧告するとともに、当該勧告の内容を請求人に通知し、かつ、これを公表しなければならない。

- 6 前項の規定による監査委員の監査及び勧告は、第一項の規定による請求があつた日 から六十日以内に行わなければならない。
- 7 監査委員は、第五項の規定による監査を行うに当たつては、請求人に証拠の提出及 び陳述の機会を与えなければならない。
- 8 監査委員は、前項の規定による陳述の聴取を行う場合又は関係のある当該普通地方 公共団体の長その他の執行機関若しくは職員の陳述の聴取を行う場合において、必要 があると認めるときは、関係のある当該普通地方公共団体の長その他の執行機関若し くは職員又は請求人を立ち会わせることができる。
- 9 第五項の規定による監査委員の勧告があつたときは、当該勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員は、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。この場合において、監査委員は、当該通知に係る事項を請求人に通知するとともに、これを公表しなければならない。
- 10 普通地方公共団体の議会は、第一項の規定による請求があつた後に、当該請求に 係る行為又は怠る事実に関する損害賠償又は不当利得返還の請求権その他の権利の放 棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければな らない。
- 11 第四項の規定による勧告、第五項の規定による監査及び勧告並びに前項の規定による意見についての決定は、監査委員の合議によるものとする。

(住民訴訟)

第二百四十二条の二 普通地方公共団体の住民は、前条第一項の規定による請求をした場合において、同条第五項の規定による監査委員の監査の結果若しくは勧告若しくは同条第九項の規定による普通地方公共団体の議会、長その他の執行機関若しくは職員の措置に不服があるとき、又は監査委員が同条第五項の規定による監査若しくは勧告

を同条第六項の期間内に行わないとき、若しくは議会、長その他の執行機関若しくは 職員が同条第九項の規定による措置を講じないときは、裁判所に対し、同条第一項の 請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、訴えをもつて次に掲げる請求をすること ができる。

- 一 当該執行機関又は職員に対する当該行為の全部又は一部の差止めの請求
- 二 行政処分たる当該行為の取消し又は無効確認の請求
- 三 当該執行機関又は職員に対する当該怠る事実の違法確認の請求
- 四 当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを当該普通地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める請求。ただし、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実に係る相手方が第二百四十三条の二の二第三項の規定による賠償の命令の対象となる者である場合には、当該賠償の命令をすることを求める請求
- 2 前項の規定による訴訟は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める 期間内に提起しなければならない。
 - 一 監査委員の監査の結果又は勧告に不服がある場合 当該監査の結果又は当該勧告 の内容の通知があつた日から三十日以内
 - 二 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員の措置に不服がある場合 当該措置に係る監査委員の通知があつた日から三十日以内
 - 三 監査委員が請求をした日から六十日を経過しても監査又は勧告を行わない場合 当該六十日を経過した日から三十日以内
 - 四 監査委員の勧告を受けた議会、長その他の執行機関又は職員が措置を講じない場合 当該勧告に示された期間を経過した日から三十日以内
- 3 前項の期間は、不変期間とする。
- 4 第一項の規定による訴訟が係属しているときは、当該普通地方公共団体の他の住民は、別訴をもつて同一の請求をすることができない。
- 5 第一項の規定による訴訟は、当該普通地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地 方裁判所の管轄に専属する。
- 6 第一項第一号の規定による請求に基づく差止めは、当該行為を差し止めることによ

- って人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがあるときは、することができない。
- 7 第一項第四号の規定による訴訟が提起された場合には、当該職員又は当該行為若しくは怠る事実の相手方に対して、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員は、遅滞なく、その訴訟の告知をしなければならない。
- 8 前項の訴訟告知があつたときは、第一項第四号の規定による訴訟が終了した日から 六月を経過するまでの間は、当該訴訟に係る損害賠償又は不当利得返還の請求権の時 効は、完成しない。
- 9 民法第百五十三条第二項の規定は、前項の規定による時効の完成猶予について準用する。
- 10 第一項に規定する違法な行為又は怠る事実については、民事保全法(平成元年法律 第九十一号)に規定する仮処分をすることができない。
- 1 1 第二項から前項までに定めるもののほか、第一項の規定による訴訟については、 行政事件訴訟法第四十三条の規定の適用があるものとする。
- 12 第一項の規定による訴訟を提起した者が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士又は弁護士法人に報酬を支払うべきときは、当該普通地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払を請求することができる。

(訴訟の提起)

- 第二百四十二条の三 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、損害賠償又は 不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合においては、普通地方公共団体の長 は、当該判決が確定した日から六十日以内の日を期限として、当該請求に係る損害賠 償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。
- 2 前項に規定する場合において、当該判決が確定した日から六十日以内に当該請求に 係る損害賠償金又は不当利得による返還金が支払われないときは、当該普通地方公共 団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければな らない。
- 3 前項の訴訟の提起については、第九十六条第一項第十二号の規定にかかわらず、当

該普通地方公共団体の議会の議決を要しない。

- 4 前条第一項第四号本文の規定による訴訟の裁判が同条第七項の訴訟告知を受けた者に対してもその効力を有するときは、当該訴訟の裁判は、当該普通地方公共団体と当該訴訟告知を受けた者との間においてもその効力を有する。
- 5 前条第一項第四号本文の規定による訴訟について、普通地方公共団体の執行機関又は職員に損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合において、当該普通地方公共団体がその長に対し当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起するときは、当該訴訟については、代表監査委員が当該普通地方公共団体を代表する。